

5 次順位買受申込者(不動産)

(1) 次順位買受申込者とは

- ・次順位買受申込者とは、入札形式で行う不動産の公売において落札者(最高価申込者)が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

ア 東近江市は最高価申込者決定後、次の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- a 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること
- b 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金を差し引いた金額以上であること
- c 入札時に次順位買受申し込みを行っていること

※ 上記3つの条件を満たす入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により次順位買受申込者を決定します。また、上記の条件を満たす入札者が一人も居ない場合は、次順位買受申込者の決定は行いません。

イ 次順位買受申込者が公売物件を買い受けることができない場合、当該次順位買受申込者が納付した公売保証金は返還いたします。ただし、返還まで入札期間終了後1ヶ月程度かかる場合があります。

(2) 次順位買受申込者への申込手続き

- ・次順位買受申込者となることを希望する場合、入札時に表示される「入札内容の確認」画面の「次順位買受申し込み」欄で「申し込む」を選択してください。

※ この申し込みは取り消しできません。

※ これ以外に次順位買受申込の機会はありません。

※ 共同入札の場合は、代表者が入札される場合に、同様に申し込みを行ってください。

(3) 次順位買受申込者の決定

- ・開札後、東近江市が、上記(1)の条件に当てはまる入札者を次順位買受申込者と決定します。東近江市は、次順位買受申込者へ電子メールを送信し、その物件の売却区分番号、整理番号などをお知らせします。

この電子メールは必ず東近江市に受信情報が届くように開いてください。

※ メールに記載された東近江市連絡先に速やかに電話してください。東近江市職員に、売却番号、整理番号、住所、氏名、日中の連絡先などを連絡してください。なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

(4) 次順位買受申込者の売却決定

- ・東近江市は、落札者(最高価申込者)が買受代金納付期限までに代金を納付しなかった場合、次順位買受申込者に売却決定を行います。売却決定された次順位買受申込者は、その物件を買い受けることができます。
 - ・次順位買受申込者には、落札者(最高価申込者)の買受代金納付期限日に、東近江市から売却決定をした、もしくはしなかったことを連絡します。
- なお、売却決定されなかった次順位買受申込者が納付した公売保証金は、返還しますが、返還ま

で入札期間終了後約1ヶ月程度かかる場合があります。

- ・売却決定された次順位買受申込者は、物件詳細画面に表示されている「売却決定された次順位買受申込者の代金納付期限」を確認し、表示されている期限までに買受代金を納付してください。
- ※ 通常、この期限は、次順位買受申込者へ売却決定された日から起算して7日を経過した日となります。
- ※ 「売却決定された次順位買受申込者の買受代金納付期限」までに、東近江市が買受代金の納付を確認できない場合等には、その時次順位買受申込者が納付した公売保証金は没収されません。
- ・売却決定された次順位買受申込者は、公売財産を買い受けるのに必要な書類を、「売却決定された次順位買受申込者の買受代金納付期限」までに東近江市へ提出してください。
- ・買受代金納付や必要書類提出などの手続の詳細は、「落札後の手続(不動産)」をご覧ください。